

平成 27 年度「無線システム普及支援事業費等補助金 (民放ラジオ難聴解消支援事業)」第 2 次公募要領

1 民放ラジオ難聴解消支援事業の概要

(1) 事業内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条（2）エのとおり。

(2) 実施主体

地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、特定地上基幹放送事業者等（複数の特定地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱 別表第 2（9 の項）のとおり。

(4) 交付額

都市型難聴対策事業（交付要綱第 3 条（2）エ（ア）の都市型難聴対策事業をいう。）については事業費の 2 分の 1 を、外国波混信対策事業（同エ（イ）の外国波混信対策事業をいう。以下同じ。）及び地理的・地形的難聴対策事業（同エ（ウ）の地理的・地形的難聴対策事業をいう。以下同じ。）については事業費の 3 分の 2 を交付する。

なお、交付下限額が 1 0 0 万円のため、事業費 2 0 0 万円（外国波混信対策事業及び地理的・地形的難聴対策事業の場合は 1 5 0 万円）以上の事業を対象とする。

2 応募方法

(1) 提出書類

応募に当たっての提出書類は以下のとおり。なお、押印は不要。

1 公募申請書

2 交付申請書

ア 申請書【交付要綱 様式第 1 号】

① 補助事業の概要【交付要綱 様式第 1 号 別紙 1】

② 工事概要書【交付要綱 様式第 1 号 別紙 2】

③ 上記工事概要書の添付図面

イ 整備計画書【執行マニュアル別添 1】

ウ 契約予定内容に関する調査票【執行マニュアル別添 2】

エ 補助事業に要する経費の見積書【執行マニュアル別添 3】

「総括表」と「内訳表」の 2 つ。工事業者、機器メーカー作成の見積も添付（ウの見積者数分すべて）。

オ 口座設置届出書【執行マニュアル別添 4】

カ 免許申請確約書【執行マニュアル別添 5】

キ <連携主体の場合>連携主体の構成団体一覧

ク <連携主体の場合>連携主体の代表承認書

ケ 参考資料（共建の場合の費用按分の具体的方法を整理した文書、アからエまでを補足す

る説明資料 等)

※ この他、必要に応じてこれらを補足する説明資料（理由書等）を添付すること。

(2) 提出部数等

正本1通、副本1通、CD-R等の電子媒体1式を提出すること。

(3) 提出先・提出期限

公募開始の日（平成27年7月15日（水））から8月6日（木）12:00（必着）までの間に、正本1通、副本1通及びCD-R等の電子媒体1式を、当該地域を管轄する総務省総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。

3 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

ア 民放ラジオ難聴解消支援事業の目的を満たしていること。

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。

（地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。）

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること。

エ 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。

等

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準及び交付要綱第7条第5項に基づき、外部の有識者の意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で事業採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付決定に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成27年 9月頃 外部の有識者からの意見聴取

10月頃 内示、交付の本申請

11月頃 交付決定

なお、内示した額が予算額を下回った場合は、改めて公募を行う。

5 その他

交付要綱、執行マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ（「放送政策の推進」>「放送ネットワークの強靱化に向けた支援措置」>「民放ラジオ難聴解消支援事業」）
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html）
に掲載。（関係資料については、内容を更新することがあります。申請の際に最新版をご確認ください。）

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に記載される「執行マニュアル」を参考に、担当エリアの総務省総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。